

最高裁秘書第1611号

令和2年7月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

3月31日付け（4月2日受付、第020001号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第4回）議事録（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第5回）議事録（片面で2枚）
- (3) 裁判官会議（第6回）議事録（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第4回）議事録

令和2年2月5日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 秘書課関係事項について

大須賀秘書課長から、資料第1に基づき、行政文書等の開示請求に係る意見照会への対応に関する事項等について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

(2) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、金沢地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

名古屋高等裁判所判事松並重雄の依願免本官に伴い、金沢地方、家庭裁判所長萩本修を名古屋高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を東京地方裁判所判事吉村真幸とする。

午前10時46分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第2
(2月5日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和2.2.5提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令2.3.4)

大阪簡裁判事

神山義規

依願免本官(令2.3.10)

館山簡裁判事・木更津簡裁判事

神崎憲一

2 裁判官の転補等について

名古屋家判事(部総括)・名古屋簡
裁判事

名古屋高判事・名古屋簡裁判事

田邊浩典(41)

東京地判事・東京簡裁判事

秋田地家横手支判事・横手簡裁判事

中村英晴(59)

裁判官会議（第5回）議事録

令和2年2月19日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 民事執行規則第51条の7第3項の最高裁判所が指定する許認可等について

門田民事局長から、資料第1に基づき、標記の許認可等について説明があり、原案どおり決定した。

2 ネットワーク裁判官の追加指名について

手嶋家庭局長から、標記の追加指名について説明があり、次のとおり議決した。

(1) 我が国の裁判所のネットワーク裁判官として、家庭局第一課長及び第二課長のほか、本年2月21日から事務総長が定める期間、判事澤村智子を充てる。

(2) (1)に関する具体的な手続は、事務総長に委任する。

3 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の新規任命等については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、福島家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

大阪高等裁判所判事本多俊雄の依願免本官に伴い、福島家庭裁判所長太田晃詳を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者をさいたま地方、家庭裁判所判事松村徹とする。

午前10時59分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和2.2.19提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 2. 3. 15) 高松高判事 (部総括) ・ 高松簡裁判事
増田 隆久 (36)
定年退官 (令 2. 3. 11) 広島簡裁判事 (司掌者)
矢延 正平

2 裁判官の転補等について

東京地判事・東京簡裁判事 東京高判事・東京簡裁判事
高松高判事 (部総括) ・ 高松簡裁判事 小田 真治 (51)
名古屋地判事 (部総括) ・ 名古屋簡裁判事
片田 信宏 (40)

3 裁判官の新規任命等について

広島簡裁判事 (司掌者) 金村 敏彦

裁判官会議（第6回）議事録

令和2年2月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 法制審議会刑法（危険運転による死傷事犯関係）部会の結果について
安東刑事局長から、資料第1に基づき、標記の結果について報告があった。
- 2 令和2年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について
村田総務局長から、資料第2に基づき、標記の開催について説明があり、原案どおり決定した。
- 3 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則及び関連する議決について
堀田人事局長から、資料第3に基づき、標記の規則及び関連する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。
- 4 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則並びに関連する議決について
堀田人事局長から、資料第4に基づき、標記の規則及び関連する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。
- 5 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について
村田総務局長から、資料第5に基づき、標記の答申について報告があった。
- 6 人事について
 - (1) 堀田人事局長から、資料第6に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の転補等及び2の家庭審議官の任命等については、いずれも原案どおり決定し、裁判官の再任等については、次回の裁判官会議に審議を続行することとした。
 - (2) 堀田人事局長から、資料第7に基づき、仙台高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
ア 仙台高等裁判所長官秋吉淳一郎の依願免本官に伴い、東京高等裁判所判事（部の事務総括者）青柳勤を仙台高等裁判所長官とし、その後任者をさいたま地方裁判所長大善文男とし、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）大段亨とし、その後任者を広島地方裁判所長団藤丈士とし、その後任者を東京地方裁判所判事永谷典雄とする。
 - イ さいたま家庭裁判所長孝橋宏の定年退官に伴い、岡山地方裁判所長生野考

司をさいたま家庭裁判所長とし、その後任者を山口地方、家庭裁判所長宮坂昌利とし、その後任者を神戸地方、家庭裁判所姫路支部長徳岡由美子とする。
ウ 津地方、家庭裁判所長多見谷寿郎の依願免本官並びに兼官に伴い、広島家庭裁判所長吉村典晃を津地方、家庭裁判所長とし、その後任者を東京家庭裁判所判事水野有子とする。

エ 最高裁判所事務総局情報政策課長佐伯恒治を東京高等裁判所判事とし、その後任者を東京地方裁判所判事杜下弘記とし、同人を兼ねて最高裁判所事務総局審議官とする。

午前11時22分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第6
(2月26日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和2.2.26提出)

1 裁判官の転補等について

さいたま地家判事(部総括)・さい
たま簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

倉澤守春(45)

東京高判事・東京簡裁判事

最高裁事務総局審議官(東京地判事
・東京簡裁判事)

石井伸興(47)

最高裁総務局参事官(東京地判事・
東京簡裁判事)

東京地判事・東京簡裁判事

清藤健一(51)

最高裁情報政策課参事官・民事局参
事官(東京地判事・東京簡裁判事)

最高裁総務局参事官・情報政策課参
事官・民事局参事官(東京地判事・
東京簡裁判事)

内田哲也(56)

最高裁総務局参事官(東京地判事・
東京簡裁判事)

仙台地家判事・仙台簡裁判事

西岡慶記(58)

2 家庭審議官の任命等について

定年退職(令2.3.31)

最高裁事務総局家庭審議官

工藤眞仁

最高裁事務総局家庭審議官

仙台家首席家裁調査官

竹内尚

(裁判官の再任等について)

別添「要審議者名簿」のとおり